

第三者評価結果入力シート（児童自立支援施設）

| | |
|----|----------|
| 種別 | 児童自立支援施設 |
|----|----------|

①第三者評価機関名

一般社団法人ば・まる

②評価調査者研修修了番号

SK18242

S201942

1901C032

③施設名等

| | |
|------------------|-------------------------|
| 名称： | 大阪府立子どもライフサポートセンター |
| 施設長氏名： | 山田 紅美 |
| 定員： | 30名 |
| 所在地(都道府県)： | 大阪府 |
| 所在地(市町村以下)： | 堺市南区和山台5丁目1番5号 |
| T E L： | 072(295)8101 |
| U R L： | |
| 【施設の概要】 | |
| 開設年月日 | 2003/4/1 |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： | 大阪府 |
| 職員数 常勤職員： | 26名 |
| 職員数 非常勤職員： | 10名 |
| 有資格職員の名称（ア） | 自立支援専門員 |
| 上記有資格職員の人数： | 4名 |
| 有資格職員の名称（イ） | 社会福祉士 |
| 上記有資格職員の人数： | 3名 |
| 有資格職員の名称（ウ） | 公認心理師 |
| 上記有資格職員の人数： | 6名 |
| 有資格職員の名称（エ） | 臨床心理士 |
| 上記有資格職員の人数： | 6名 |
| 有資格職員の名称（オ） | 介護福祉士 |
| 上記有資格職員の人数： | 3名 |
| 有資格職員の名称（カ） | 高等学校教員 |
| 上記有資格職員の人数： | 1名 |
| 施設設備の概要（ア）居室数： | 23 |
| 施設設備の概要（イ）設備等： | 食堂・浴室・トイレ・生活実習室・クラフトルーム |
| 施設設備の概要（ウ）： | |
| 施設設備の概要（エ）： | |

④理念・基本方針

社会的養護を必要とする10代後半の児童(背景として虐待等の家族の養育上の課題がある)に対して、入所による集団生活を通して、自己コントロール力の向上、社会的自立に向けた進路選択を支援することを目的とする。

⑤施設の特徴的な取組

(1) トラウマ・インフォームドケアの実践

トラウマ理解に基づいた生活支援・心理支援による自己コントロール感の回復(職員がトラウマについての基本的知識を持つ。子どもがトラウマの心理教育を受け、生活の中で対処法を実践する。職員のメンタルヘルスにも配慮する。)

(2) 職業支援・学習支援(自立支援)の実施

就労支援プログラム・学習支援プログラム(業者委託)等により、社会体験・社会参加・社会自立をサポートする。

⑥第三者評価の受審状況

| | | |
|-------------------|-----------|--|
| 評価実施期間（ア）契約日（開始日） | 2020/5/26 | |
| 評価実施期間（イ）評価結果確定日 | 2021/3/25 | |
| 前回の受審時期（評価結果確定年度） | 平成29年度 | |

⑦総評

【特に評価が高い点】

(1) 就労支援、学習支援

子どもたちの実情に合致した、幅広い学習方法の提供が行われています。通学、通信制の導入はもちろん、外部の学習塾との連携による施設内学習支援、パソコンを利用した学習支援など、子どもたち個々が取り組みやすい学習方法の選択肢が提供され、社会自立を目指した、就労支援プログラム・学習支援プログラムでサポートされています。

(2) ストレス配慮による支援の質の底上げ

支援の質の底上げの為に、職員のストレスチェックを特に配慮されています。年3回の面談時はもちろん、普段から職員相互で、ストレスの蓄積が進んでいないか、相互に気を配る意識付けが行われており、職員のストレス軽減が利用者支援の質にも繋がるため、施設全体の支援の質の底上げにつながっています。

(3) 職員自身の目標意識の形成

職員は、毎年年度当初に、支援内容について区分された項目に従い、評価可能な各項目の目標設定を行い、中間と期末の2回、設定目標に対する評価が行われています。これによって、職員個々が目標を意識した日々の支援に取り組む仕組みが形成されており、質の向上を意識した支援の継続につながっています。年度当初と目標設定に対する評価時には、上司との面談もあり、支援や施設運営に関する意見交流、提案の場としても仕組みが確立されています。

(4) 生活の中での自立への道のり

施設での暮らしは、基本的に家庭での暮らし、生活そのものなので、関わる職員が人間関係のつまづきをすぐに発見でき、交友関係の構築や、心理的不安定な状況を速やかに見だし、解決策と一緒に模索するなど、生活そのものが回復過程に結びつけられています。実際の暮らしを踏まえての支援提供が、この施設の強みであり、さらに、6名の心理士が在籍し、生活面から心理アプローチができるのが特徴です。

【さらなる質の向上への余地】

(1) 理由の探求

支援計画の基礎となる、アセスメントやモニタリング、支援計画作成担当者への提案等は、現状と計画方向性だけにとどまらず、現状の原因や理由を探求することで、現在の状態に対する対処方法の計画ではなく、現在の状況の基礎となる原因を取り除くことによって、よりの確で効果の上がる支援計画作りに取り組む事が期待できます。

(2) 支援の意識付け

利用者に寄り添う支援を心がけられており、真摯に向き合う支援となっています。職員ストレスの低減のためにも、利用者の発した言葉の意味や理由、それらへの探究心を持って接する事で、理由ある言動への理解が促進され、利用者支援の底上げと、職員ストレスの低減、いずれもさらなる向上が期待できます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審するにあたり、どのようなご指摘をいただくのかと緊張して臨んでおりましたが、改善が求められる点についてご指摘をいただくと同時に、頑張れている点については励ましていただき、我々職員が調査員の皆さんからエンパワーしていただける機会になったと感謝しております。

職員が子どもにかけられる挨拶一つにも、支援者として何らかの意図と目的が込められているか等、示唆に富むご指摘がありました。これから私たち職員が改善に向け取り組んでいくべき点を明確にいただき、子どもたちの最善の利益を追求するために必要なステップとして、より前向きなモチベーションを与えていただけたと実感しております。これから、どのように取り組んでいけばよいのか、皆で話し合っていきたいと思っております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

| | |
|---|-------------|
| (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | 第三者 評価結果 |
| ① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a |
| 【コメント】 研修体制の強化により、基本方針に沿った子どもに寄り添う支援が心がけられています。支援の現場で徹底されている、寄り添う支援は、学校生活・施設内生活ともに実践されており、職員の施設基本方針に対する意識の高さが見受けられました。 職員が毎年作成している目標設定の中で、理念基本方針についてを当項目を追加することにより、持続的な支援に対する姿勢への持続につながるかと思われま。 | |

2 経営状況の把握

| | |
|--|-------------|
| (1) 経営環境の変化等に対応している。 | 第三者 評価結果 |
| ① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
| 【コメント】 月一回の会議で、地域の状況やニーズの共有が図られています。近畿の自立支援施設の協議会内での会議が年3回行われており、情報共有や課題の共有が図られています。和泉地区児童施設の団体での研修や情報共有では、施設近隣を取り巻く環境が把握され、活動の参考となっています。年4回、堺市子ども若者サポート協議会で子ども若者支援団体と協働されています。広報イベントにも参加し、市内の状況や動向の共有が図られています。 | |
| ② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | a |
| 【コメント】 年度初めに、施設における目標や課題を項目毎に明確にしたシートを作成し、それに沿った運営が為されています。施設全体の目標や課題を共有して運営する事によって、職員全体での課題の共有や、やるべき方向性の共有が為され、計画実現のための具体的な取組へとつながっています。各会議で職員全体で検討し課題の解決に向け取り組まれています。 | |

3 事業計画の策定

| | |
|--|-------------|
| (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | 第三者 評価結果 |
| ① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | b |
| 【コメント】 府の計画作成時には、施設側の現状や課題などの聴取があり、施設が抱える課題を踏まえた、施設機能のあり方を基に、作成されています。府の計画には施設が担う役割等が明記されており、それに沿った5年改革で施設運営がなされています。計画の策定にあたっては、前回の計画の評価を踏まえた検討が行われています。利用形態に合致した改修計画等が策定されています。府の計画の実現のために、施設としての、より具体的な中長期計画を策定されると、毎年の施設計画との整合性や達成率などがわかりやすくなり、よりの確になるかと思われま。 | |
| ② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a |
| 【コメント】 府の計画に沿った施設が担う役割の中で、必要とされる受け入れ体制の確保や、一時保護等の支援に取り組まれています。基本的な方針に基づいた職場チャレンジシートがあり、計画の実現に向けた具体的な取組が行われています。 | |

| | |
|--|---|
| (2) 事業計画が適切に策定されている。 | |
| ① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a |
| 【コメント】 主要職員が役割に応じた現場意見をくみ上げ、施設全体として検討された内容を基に計画が立案されています。年3回評価見直しが行われ、計画の実現に向けた取組がなされています。 | |
| ② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | |
| 【コメント】 施設内自治会で、施設事業計画の考え方や目標等が説明されています。家庭復帰に向けた保護者理解促進のためにも、施設の考えや事業計画等の周知を推進することが望まれます。また、施設とのやりとりに、積極的ではない保護者への周知方法、理解の共有が、課題かと思われます。 | |

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

| | |
|---|-------------|
| (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | 第三者 評価結果 |
| ① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | b |
| 【コメント】 毎年度施設全体の目標計画として策定される各項目に基づき、職員個人個人の年度目標、課題の設定が為され、上司との面談と評価が行われています。支援への取組項目の進捗状況については、職員会議等で、評価検討されています。外部からの視点を活用した、質の向上のためにも、第三者評価の結果を活用する仕組みの構築が望まれます。 | |
| ② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | b |
| 【コメント】 課題として取り上げられた内容は、職場チャレンジシートに目標として掲げられ、具体的な取組へと繋げられています。食事が業者委託に変更となりましたが、より利用者の意見や意向を反映された細やかな運用ができるように配慮されている事例が確認できました。翌年の計画へつなぐため、また、改善計画の策定や見直しのためにも、結果だけでなく、なぜそうなったかのプロセスを明確化し、文書化することにより、計画精度の向上や見直しの効率化に繋がるかと思われます。また、第三者評価の仕組み、取組とリンクした、計画的な課題解決への仕組みが形成されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。 | |

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

| | |
|---|-------------|
| (1) 施設長の責任が明確にされている。 | 第三者 評価結果 |
| ① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a |
| 【コメント】 施設長は、職場チャレンジシートを通じ、事業計画を具体化し、リーダーシップを持って、事業の推進に努められています。職務分掌、事務分掌は、各担当毎に明確化されており、主たる担当のみならず、副担当まで定められ、明文化されています。有事の対応について、担当表等は確認できましたが、役割と責任が明確であるとは言い難い部分があるので、整理、明瞭化が求められます。 | |

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| ② | 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | b |
| 【コメント】 | | |
| 府の研修が例年行われ、研修内容は施設内伝達研修で共有されています。関連する必要なコンプライアンス・規定は、府の規定並びに府関連部署からの指導、通知等により、把握し取組が行われています。通知内容等については、職員にも伝達されています。外部との適正な関係は、公務員としての規定を遵守し、不適切と懸念される取引や関係は厳に禁じられています。施設で可能な範囲は、積極的な取組が確認できました。研修等は、府の規定や運用に制限される部分があるため、法令遵守に関する十分な研修機会を確保されているとは言い難い状況です。施設の独自予算等での取組が可能なのであれば、それを活用し、また、業務に関連する研修で不足するものがあれば、府立の福祉施設全体に共通する課題となりますので、府所管部署へ働きかけ、勉強会や研修の開催を要請することが望まれます。 | | |
| (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| ① | 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 | a |
| 【コメント】 | | |
| アフターケアプロジェクトの責任者として取り組んだり、支援チームの責任者として、職員と共に支援の質の苦情に向けた取組がなされています。職場チャレンジシートを、評価点検するなど、質の向上に関する体制の確立が確認できました。職員からも、働きやすい、意見をいやすい職場であるという意見が確認できました。公立施設であるため、研修計画は府所管部署からの復命となりますが、今ある委員会や各会議を活用することによる、内部研修の拡充を図ったり、課題となった部分の外部研修もしくは外部講師の招聘等、施設独自予算での取り組みか、府所管部署への研修要望等、施設独自の職員研修体制の拡充が望まれます。 | | |
| ② | 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | a |
| 【コメント】 | | |
| 運営については、役割毎の会議での意見交換や具申が行われ、施設全体として共有し協議することで実効性を高められています。分析結果については、職員にも共有されています。府の予算執行を踏まえ、予算範囲内で適切に経営を行っています。業務の実効性の向上のために、年に3回定期的に確保されている職員との面談の場や、各種会議等の活用によって、意識形成や業務実効性の向上に繋がられています。 | | |

2 福祉人材の確保・育成

| | | |
|--|---|-------------|
| (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | 第三者 評価結果 |
| ① | 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | a |
| 【コメント】 | | |
| 府の福祉部として、各専門職の育成計画・研修計画が策定されており、それらに沿った人材育成がなされています。不足する職種等の把握も為され、それに対応する計画の必要性も認識されています。職務分掌表には、各職務の担当業務が明示され、副担当も定められています。 | | |
| ② | 15 総合的な人事管理が行われている。 | a |
| 【コメント】 | | |
| 職場チャレンジシートに基づいた個人チャレンジシートが作成され、年に3回職員個別の面談が行われ、処遇や意向意見が聴取されています。職員倫理綱領、行動規範において、期待する職員像が明示されています。人事評価については、期末に当該職員へ評価結果がフィードバックされています。評価結果は期末手当等に反映され、施設内の人事にも反映される仕組みになっています。 | | |
| (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| ① | 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a |
| 【コメント】 | | |
| 年3回の人事評価と共に、個別面談を行い、意見、意向の把握に努めています。大阪府職員共通の福利厚生制度が適用されています。職員の様子には特に配慮されており、抱え込みによるストレス等の低減に努められています。セルフケアの重要性について職員全体が意識することで、他の職員のストレス状況にも配慮されるよう、施設内の意識付けが為されています。 | | |

| | |
|------------------------------|---|
| (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | |
| ① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | a |

【コメント】
職員個々が年度当初にチャレンジシート項目別の目標設定を行い、中間と期末に評価が行われています。年度当初、中間、期末には、面談も行われ、上司とのコミュニケーションのもとで、一人一人の目標が明確かつ適切に設定され評価されています。

| | |
|--|---|
| ② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | b |
|--|---|

【コメント】
施設独自の研修計画は、施設の現状に沿った内容を選別し、研修に派遣されています。必要性を認めた研修は、積極的に計画外でも採用し、職員を派遣されています。理念基本方針、行動規範などに、期待する職員像が明示されています。施設の年間事業計画において、職員に求める支援の質や方向が明示されています。就業状況、スキルを考慮し、府所管部署より、研修計画が指定されます。施設内で立案可能な研修については、研修後アンケートを基に次年度の研修計画に反映されています。
公立施設であるため、大卒の研修計画は府所管部署からの復命となりますが、今ある各会議を活用することによる、内部研修の拡充を図ったり、課題となった部分の外部研修もしくは外部講師の招聘等、施設独自予算での取り組みか、府所管部署への研修要望等、施設独自の職員研修体制の拡充が望まれます。

| | |
|---------------------------------|---|
| ③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 | b |
|---------------------------------|---|

【コメント】
新規採用職員にはジョブトレーナーを配置し、適切な実務上のトレーニングが行われています。各職員は、毎月開催される会議などで、課題を抽出し、専門性の向上につながる教育体制が確立されています。府からの計画研修に参加できなかった職員を中心に、府主催の研修以外にも、外部諸団体主催の研修にも職員を派遣するなど、研修機会の確保に努められています。
各職員の知識、技術水準は、上司等が把握している様子は見受けられ、個別把握できる記録等確認できました。研修計画を含め、施設内で可能な範囲のより適切な、研修、教育体制を確立する工夫が求められます。

| | |
|--|---|
| (4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | |
| ① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | b |

【コメント】
職種に配慮した実習内容の配慮は行われていますが、実習職種別の特性に応じたマニュアルやプログラムの策定には至っていません。今後の整備が望まれます。

3 運営の透明性の確保

| | | |
|---------------------------------|---|-------------|
| (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | 第三者 評価結果 |
| ① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | b | |

【コメント】
施設の考え方や取組方向は、施設パンフレットや第三次大阪府社会的養育体制整備計画にも公表されています。事業概要、ホームページ、広報誌や配布資料等に、施設としての考えや活動などが掲載されています。第三者評価の受審結果の公開事例は確認できました。施設特性上、公開できない部分があることは承知していますが、苦情・意見や第三者評価受審結果への改善対応状況など、公開可能な範囲から公表することで、施設の透明性、取り組む姿勢の向上に繋がるかと思われます。

| | |
|---------------------------------------|---|
| ② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
|---------------------------------------|---|

【コメント】
大阪府会計局の定めによる公会計制度事務マニュアルに沿った運用が為されています。府の所管部署による、事務監査、財務監査が毎年実施され、課題や問題点があれば厳しく指摘を受け是正する仕組みになっています。施設内の職務分掌では、業務を明確にし、副担当も設置するなど、機能する役割分担ができています。
公立施設ですので、制度上の監査体制、指導体制は確立されていますが、外部からの監査指導は、大阪府の制度下に制限されています。

4 地域との交流、地域貢献

| | | |
|--|---|-------------|
| (1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | 第三者 評価結果 |
| ① | 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | b |
| 【コメント】 関係諸機関に向け広報誌の配布が行われています。通学や買い物など近隣への外出機会も確保されており、生活の自立へ向けた支援としても活用されています。年4回、堺市子ども若者サポート協議会で子ども若者支援団体と協働し、若者の相談コーナーのイベント（ショッピングモール等）にも職員を派遣し、市内の状況や動向の共有が図られています。 | | |
| ② | 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | b |
| 【コメント】 協力大学からの、各種心理プログラムの実施について、学生ボランティアを受け入れる体制が整備されています。登録は、大学側と連携を図りながら、登録手続が行われています。ボランティアに対して、児童自立支援施設としての研修が行われています。 | | |
| (2) 関係機関との連携が確保されている。 | | |
| ① | 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a |
| 【コメント】 学校、堺市子ども若者協議会、光明池福祉エリア協議会、大阪府児童施設部会、子ども家庭センターとの調整会議、地域児童自立支援施設の連絡会、児童福祉関連施設との連絡会、などへの参加と定期的な協議が確認できました。幅広い社会資源について、整理共有し支援の質の底上げを行う事が望まれます。 | | |
| (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| ① | 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 | b |
| 【コメント】 近畿児童自立支援施設協議会などに参加し、情報の共有、地域課題、ニーズの把握などに努めています。近隣の児童福祉施設の会や協議会等にも参加し、積極的な地域の意見交換、情報交換を行っています。地域社会に混在する多様な福祉ニーズの把握と、施設の特性を活用して地域に貢献出来る取組など、現在の地域課題へ貢献出来る取組の発掘が期待されます。 | | |
| ② | 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | b |
| 【コメント】 福祉エリア協議会において、災害時の役割が定められています。地域社会に混在する多様な福祉ニーズの把握と、施設の特性を活用して地域に貢献出来る取組など、現在の地域課題へ貢献出来る取組の発掘が期待されます。 | | |

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

| | |
|---|---------------------|
| <p>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> | <p>第三者 評価結果</p> |
| <p>① 28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> | <p>a</p> |
| <p>【コメント】 職員セルフチェックリスト、児童チェックリストによる点検が年2回実施され、チェックリストの内容は、集計し、対応並びに課題等について職員間で共有されています。</p> | |
| <p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p> | <p>a</p> |
| <p>【コメント】 子どもへのルールの中で、プライバシーに関する記述があり、説明がなされています。子ども同士のプライバシー配慮についても言及し、1室2名となる場合は内ドアを設けるなど、子ども同士のプライバシー確保に努められています。保護者見学時には、プライバシー保護について説明されています。職員による居室立ち入りなど、ルールに基づいた運用内容は、予め説明されています。</p> | |
| <p>(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> | |
| <p>① 30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> | <p>a</p> |
| <p>【コメント】 入所時にリーフレットを説明し、要支援者の状況に応じて、わかりやすいように作るなど、個別で丁寧な説明が行われています。見学や体験入所の機会もあり、理解した上での入所に繋がられています。措置という特性上、子どもや保護者に対して、より、内容がわかりやすく、施設の考えや方針が伝わるような、資料や説明のさらなる工夫が期待されます。</p> | |
| <p>② 31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】 入所時の面談や、子どもと一緒に作成する個別の子ども自身の目標計画では、押しつけではなく、現在の状況の理解を踏まえた上で、自らが実現可能な目標設定を促すなど、生活の自立に向けた意識を養う取組と、子どもの理解を促進する取組が行われています。中学卒業後の子どもたちが対象のため、スマートフォンやアルバイトなど生活が安定した上で必要になるもののルールについても、施設内でとられているステップ制の仕組みと共に、説明されています。計画は、半期で見直し面接を行い次の計画へと繋がられています。書面を嫌がる子どもへの理解の促進を図ると共に、よりわかりやすい伝え方、課題共有の仕方等の工夫が求められます。</p> | |
| <p>③ 32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】 アフターケア実施要領があり、必要な社会資源と連携しながら、アフターケア実施計画が作成されています。子どもについての確認書（引き継ぎ書）が作成され、子ども個々の個人ファイルの一番上に綴じられるなど、当時の担当職員が転勤した後も、後任の職員が一目でわかるような工夫がなされています。</p> | |
| <p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> | <p>第三者 評価結果</p> |
| <p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】 毎月男女別に開催される、子どもたちの自治会に、職員がオブザーバーとして参加し、子どもの意見や要望を聞き取る場にもなっています。自治会は、司会、書記は子どもが行うなど、子どもたちの主体的な活動の場となっています。自治会で出た子どもたちの意見や要望については、その場で回答できるものは、すぐに返し、検討が必要なものは、職員間で検討し、次の自治会で回答するようにしている。塾に通いたいという意見を基に、学習塾の活用を開始した事例が確認できました。</p> | |

| | | |
|--|---|-------------|
| (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | 第三者 評価結果 |
| ① | 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | b |
| 【コメント】 苦情解決システム運営要領に沿った、苦情解決の仕組みが形成されています。意見箱が設置され、実際に意見箱への投函もあります。毎月、第三者委員が施設を訪れ、希望者は、第三者委員と直接話をするなど、苦情相談を受け付ける環境作りが為されています。取り上げられた内容は、職員間で共有され支援の質の向上へと繋がられています。 苦情内容の公開には至っていないので、より施設運営の透明性と真摯な取組を知らせる施設運営のためにも、公開の手順作りが望まれます。 | | |
| ② | 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 | a |
| 【コメント】 入所の際、複数の相談先について説明されています。月1回第三者委員来訪時、話がある子どもは手を挙げて面談することができ、実際に30分から1時間くらいの面談になることもあるなど、積極的な活用が行われています。精神科医による医療相談の時間も確保され、希望があれば相談可能な体制が確立されています。苦情と意見の切り分けはなく、一体として処理されています。 | | |
| ③ | 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | a |
| 【コメント】 運営要領やマニュアルは、定期的に見直しが行われています。虐待防止委員会で（ルール確認部門、集計部門、文言チェック部門）、年3回チェックする機会を設けられています。生活上の事例として、ペーパータオルホルダーの設置、食堂にブザー設置、洗濯かごの増設購入、塾への希望、備品の整備等が、確認できました。 | | |
| (5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。 | | 第三者 評価結果 |
| ① | 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | b |
| 【コメント】 ヒヤリハットは報告書は当事者が作成し、管理職に報告されています。ヒヤリハットの内容は、日々の引継ぎでもタイムリーに報告され、共有されています。日報等から、ヒヤリハットの抽出を行うなど、アクシデントに繋がる原因となる事例の抽出が恒常化すると、職員自らの「ヒヤリハットに該当するのでは？」という意識の育成にも繋がるかと思われまます。感染症等、様々な分野のリスクが増加していますので、施設全体のリスクを専門的に取り扱う委員会やワークグループの設置により、定期的な評価見直しを行う仕組みづくりの拡充が望まれます。 | | |
| ② | 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a |
| 【コメント】 コロナの影響により、必要なマニュアルを再整備し拡充されています。隔離が必要な場合に備え、研修棟を使って生活できるように改修が行われ、隔離生活可能な隔離スペースの確保が行われています。感染症発生時に、業務継続に必要な最低職員数もマニュアルに記載されており、細かな想定を織り込んだマニュアルの整備がなされています。感染予防に関する、子どもへの研修、職員の研修も行われています。学術的裏付けのある情報をプリントアウトし、子どもたちの生活の場に掲示されています。 | | |
| ③ | 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | a |
| 【コメント】 危機管理マニュアルにより、指揮命令系統が定められ（第1から第4まで）対応体制が確立しています。緊急連絡網により、安否確認や災害時の対応について、対応出来るように設定されています。備蓄品はリスト化され、賞味期限や使用期限を含めて管理され、整備されています。火災以外でも、地震・津波を想定した避難訓練が、隣接する施設と合同で開催されていることが確認できました。今後は感染症と災害並立した対応体制の整備や、外出時、外泊等時の安否確認や対応について検討され、マニュアル化を進めることで、近年の社会情勢に合わせた支援の向上につながるかと思われまます。 | | |

2 支援の質の確保

| | |
|--|---------------------|
| <p>(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。</p> | <p>第三者 評価結果</p> |
| <p>① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】</p> | |
| <p>独自の支援ガイドライン定められています。被虐待体験のある子どもの割合が高いため、トラウマインフォームドケアを導入されています。朝の全体引継ぎでの振り返りで、子どもの行動の分析、上司からの助言があり、日々の支援に反映されています。年3回の職員面談時に、標準的な実施方法についての項目を追加等、定期的に見直しを行う仕組みを構築することで、継続的な職員個々の振り返りと意識付け、支援の質の向上にも繋がるかと思われま</p> | |
| <p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】</p> | |
| <p>標準的な実施方法については、職員からの提案等を踏まえて、会議で検証見直しが行われています。他分野を含めた形でも差し支えないので、委員会やワークグループを整備し、定期的に見直しが行われる体制の拡充が望まれます。</p> | |
| <p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p> | |
| <p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> | <p>a</p> |
| <p>【コメント】</p> | |
| <p>アセスメントシートは入所後すぐに心理職が作成します。作成されるアセスメントシートは、1枚ものの様式で内容の把握がしやすく、職員の援助や計画に反映されています。生活場面での子どもとの関わりからアセスメントを行うなど、子どもの背景や実情に合わせた取組が行われています。子どもとの面談によって、目指したい自己像をイメージし、それに近づくために今後どのような取組が必要かを、子どもと一緒に整理することで、押しつけの計画ではなく、子ども自身も主体的に考え、実行に結びつけていく計画の策定プロセスが確立されています。</p> | |
| <p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】</p> | |
| <p>半年ごとに支援計画が策定されています。必要に応じた、児童相談所と協議し計画の変更が行われていますが、仕組みとしての整備や記録には至っていません。取組はありますので、仕組みの構築と記録の整備が望まれます。</p> | |
| <p>(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p> | |
| <p>① 44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】</p> | |
| <p>職員会議含め議事録等はネットワーク保存されているので閲覧共有が可能になっています。支援の実施状況は、業務日誌に記入され、毎日の引継ぎ（朝礼）では業務日誌を読み上げて共有されています。児童相談所とのやり取り内容も記載されています。あとで個人ファイルに転記することで、記録の個人管理ができています。全体会議は月一回。基本的に全員参加で行われ、棟会議も月一回行われています。男子スタッフ会議、女子スタッフ会議は月一回ですが、必要に応じた随時の開催が行われています。総括会議が月一回行われています。モニタリング記録の拡充が望まれます。業務日誌の記載要綱はありますが、日々の記録が出来事記録になっていないか、自立支援計画にもとづく支援になっているのかどうかを定期的に振り返る仕組みの整備が望まれます。</p> | |
| <p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> | <p>b</p> |
| <p>【コメント】</p> | |
| <p>大阪府の管理規定に準拠し、適切な保管や管理が為されています。改正施行の個人情報保護法に適合する細部の改訂、見直し等が求められます。</p> | |

内容評価基準（27項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

| (1) 子どもの権利擁護 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| <p>① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> | a |
| 【コメント】 | |
| <p>毎月子どもと第三者委員の面談機会が確保されており、相談しやすい環境作りが行われています。職員も第三者委員に積極的に相談を行うなど、支援内容や取組について、検証されています。施設内で宗教的な行事は行われておらず、個々の子どもの進行に合わせた配慮事例も確認できました。実際に思想や信教の自由に対し、配慮が行われ保障されているので、子ども向けの手引き等にも明記明文化されることが望まれます。</p> | |
| <p>② A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。</p> | b |
| 【コメント】 | |
| <p>子どもの行動制限等は、規程に基づき、子どもたちにも予め説明されたルールに沿った運用が行われています。運用時は、管理職の許可が必要であり、職員が子どもと話し合いながら進めることが基本とされています。規程やルール、マニュアル等の実情を踏まえた見直し等は行われていますが、定期的な検証の確立が望まれます。</p> | |
| <p>③ A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</p> | a |
| 【コメント】 | |
| <p>権利ノートやしおりを活用し、子どもにわかりやすい説明が行われています。理解に課題のある子どもには、具体例を挙げた説明を行ったり、視覚化して説明するなどの工夫が行われています。</p> | |
| (2) 被措置児童等虐待の防止等 | |
| <p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> | a |
| 【コメント】 | |
| <p>マニュアルが整備されており、年2回職員のセルフチェックの機会が設けられています。日々の業務引継時に、業務日誌上の表現について、権利擁護上問題がないかチェックを行い、必要に応じた助言によって、不適切な関わり防止に努められています。定期的な研修の拡充が行われると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われれます。</p> | |
| (3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活 | |
| <p>① A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p> | a |
| 【コメント】 | |
| <p>毎月の自治会活動を通じて、主体的に考える機会となっています。自立に向けた生活実習室があり、調理を習得できるように実習の機会が設けられています。デイキャンプなどの機会もあります。心理支援の中で生活技能訓練を行い、生活習慣や生活技術の習得に向けた支援が行われています。他者と関わるスキルが弱い場合には、ロールプレイを通じて強化できるように取り組まれています。</p> | |
| (4) 支援の継続性とアフターケア | |
| <p>① A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。</p> | a |
| 【コメント】 | |
| <p>アフターケア実施要領が定められています。高校2年生相当年齢から、アフターケアについて関係機関と共に、年に3～4回カンファレンスが行われています。保護者の支援、金銭面、生活場所、就労についてなど退所が近づくにつれ、より具体的な話し合いが行われています。</p> | |

② A7 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

a

【コメント】

担当者を定め1年間はフォローが行われています。定期的な訪問や連絡など、必要に応じた支援の提供に努められています。実際に退所児童から相談電話もあり、生活していく上でのちょっとした疑問等にも、丁寧に対応されています。行政手続への同行支援等も確認できました。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本

第三者
評価結果

① A8 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

a

【コメント】

自立に向けた生活習慣の習得のため、医療面には基本子ども一人で行くようにしているが、不安そうな場合は同行支援を行っています。同行支援時には、いろいろな話をする事で、他の課題や現状の把握にも努められています。お誕生日は担当職員からお祝いの企画が行われています。衣類の買い物への同行や、学校で作った野菜と一緒に調理するなど、家庭的な体験に接する機会を持つと共に、個別な関りを持つ事にも努められています。

② A9 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

a

【コメント】

共同生活の中で、職員と共に掃除をする事により、やり方を見て覚えてもらえるよう取り組まれています。女子はミカン狩り、男子はデイキャンプでまき割りから取り組み、誰もドロップアウトせずに成功させた事例が作られています。人とのかわりについては、早めに介入し孤立を防いだり、いじめにまで発展しないように努められています。アルバイト先とのトラブルも職員同伴で謝罪したり、対応している姿を見せる事で伝えられています。毎月給与明細を確認することで、時間と給与が合わないケースなどもあり、それを確認しないといけないという教育に繋げる取り組みなども行われています。アルバイトを急に休む際も、予行演習を行ってから、自ら先方に伝える事の習得に努められています。

③ A10 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

a

【コメント】

行動上の問題に対しては、必ず職員がチームで、行動に至った状況や要因について分析し、課題を明確にした上で子どもと共有し改善へと繋がられています。暴力案件だけではなく、その他のトラブルも特別指導の中で、被害児と話しあい、加害児とはなぜそのような行動に至ったのかを振り返る機会を設定されています。

(2) 食生活

① A11 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。

a

【コメント】

時間的に余裕がある子どもは、予算範囲で買い物をする時間を作り、知識を得られる機会となっています。共有スペースのキッチンで、自分の食べたいものを食べる事ができ、共有の調理器具を貸出ししています。洗い方を教えたり、冷蔵庫の中身の管理方法を教える機会となっています。調理実習が行われ、トレーニングには栄養士が入って、価格や栄養面の指導も行われています。疾患のある子どもには、おやつを選定から一緒に買い物に行き、疾病上の制限に応じた食べ物を教えることで、疾患を抱えても自己管理できるように努められています。アレルギーについての知識は子ども全体に指導されています。

② A12 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

a

【コメント】

季節に応じた食べ物や、郷土料理などの提供も行われています。年3回程度、職員間で給食会議があり、定期的にメニュー作りの意見交換や、喫食率を上げるための検討が行われています。日常から、食事に関する子どもの意見を栄養管理室へ届け、栄養士と話が持たれています。食事時間がずれる子どもに対しても適温での提供に努められています。

| | |
|--|---|
| (3) 日常生活等の支援 | |
| ① A13 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。 | a |
| 【コメント】 年2回衣類購入の機会が確保されています。衣類は持ち込みも可能で、日々の管理は子ども自身で行われています。衣類の修繕時は職員と共に行う事もあり、習得に向けた支援が行われています。露出の多いものや、場面に不適切な服装は注意を促し、場面にあわせた適切な着衣の指導が行われています。子ども自身のアルバイト代では自由に買い物をすることができますが、年2回の施設としての衣類購入の機会では、予算内で買い物をするという習慣づけに繋がられています。 | |
| ② A14 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。 | a |
| 【コメント】 感染症に備えた、隔離した居室が用意されています。植木や花は、状態に配慮し整備するよう努められています。共有スペースの日常的な清掃は、当番を決めて子どもが職員と共に行うようになっています。テレビを見るなどの共用スペースがあります。1部屋を内ドアで仕切り2人で使用する場合は、睡眠時間等に配慮し、登校時間に応じた組み合わせなどに配慮されています。 | |
| ③ A15 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。 | a |
| 【コメント】 外部講師を迎えた絵画プログラムが導入されています。ナイトプログラムとして、児童の要望に応じ、パソコンルームの使用や楽器の演奏ができる環境が整備されており、思い思いの時間を過ごせるようになっています。通学先のクラブ活動への参加を支援し、子どもの活動の選択肢を拡充されています。 | |
| (4) 健康管理 | |
| ① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 | a |
| 【コメント】 定期的な健康チェックは通学児は各学校で、通学していない子どもは嘱託医が担当しています。体調不良時は受診を促し、必要な場合は同行支援が行われています。服薬は職員が管理し、確実な服薬に繋がられています。女子は、体調管理、メンタル面の状況チェックが行われています。子ども家庭センター経由で保健師の個別訪問を受けることもあります。嘱託の精神科医が月3回訪問する際、職員から子どもの相談を行い、スーパービジョンを受けています。一時保護所の看護師が兼務で、必要に応じた支援の提供が行われています。 | |
| ② A17 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。 | a |
| 【コメント】 メンタルの調子が悪くなった時にどうするのかを外部講師を招き、支援に組み込んだ事例が確認できました。身だしなみについて、気づいたことは職員が声掛けし配慮を促しています。施設内の危険箇所については、季節によってはスズメバチがくるので、すぐに駆除してもらったり張り紙を行うなどして注意喚起されています。子どもの要望でカーブミラーを設置した事例が確認できました。自立後の生活に向け、日常生活の身だしなみが身につくよう支援されています。 | |
| (5) 性に関する教育 | |
| ① A18 性に関する教育の機会を設けている。 | b |
| 【コメント】 保健師を招き、指導を受けたり、性暴力相談センターに受診する際に、教育的な話を提供してもらうなどの取組が行われています。女子には、婦人科受診を通じて、正しい知識を身につけられるよう支援されています。妊娠の経過や性感染症など、基礎的な知識の提供も行われています。 | |

(6) 行動上の問題に対する対応

① A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。

a

【コメント】

お金や物の貸し借りは禁止されていますが、発覚した場合は職員が介入し、解決へ結びつけられています。お小遣いからの返済計画を立てるなど、実社会に結び付く指導が行われています。子どもの不適切な発言は、流すことなくひとつひとつ注意されています。暴力やいじめに関しては、可能性の段階から職員間で情報を共有し、上職者を含め処遇について検討されています。問題発生時は、子ども自らが課題を振り返り自主的に考えられるよう配慮されています。個別ケースについては、都度、適切な対応が図られていますが、職員の質の底上げのためにも、児童の問題行動等についてのマニュアル拡充が望まれます。

② A20 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

a

【コメント】

緊急時対応マニュアルが整備されています。必要に応じて児童相談所を交えた話し合いやケースカンファレンスを行うなど、原因を探り、解決へと導かれています。外部講師を招いて事例検討を行うなど、支援技術の向上に努められています。

(7) 心理的ケア

① A21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

生活そのものの中から、関わる職員が人間関係のつまずきをすぐに発見できるように努められています。友人がいなかった子が、背景の似通った子と友人関係を結びたくなった時に支援したり、またしんどくなった場合の解決策を見出したり、生活そのものが回復過程に繋がられています。6名の心理士が在籍し、生活面から心理アプローチが行われています。職員は、その場で介入できる反面、時間をとって深めることは行いにくい面もあるため、児童相談所の心理士との役割分担で、アプローチされています。

(8) 学校教育、学習支援等

① A22 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

a

【コメント】

教育委員会からの出向職員が配置されており、日常的に子どもの在籍校との連携支援が行われています。学校等で問題があった場合には、学校と情報交換を行い、連携した対応がなされています。

② A23 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

学校からの連絡で、忘れ物や提出物の情報を受け、必要に応じた指導や声掛けが行われています。支援学校は連絡帳があるので、学校とは毎日情報交換が行われています。学習ボランティアは活用されていませんが、学習塾との連携で、学習支援が行われています。漢字検定、パソコン検定のために、プレ検定として内部で作ったものにチャレンジする機会が確保されています。合格した場合は自治会での表彰が行われています。

③ A24 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

b

【コメント】

施設内での作業プログラムはありませんが、近隣事業所での職場見学や体験受入などの取組が行われています。実社会でのアルバイトも希望により行われており、現実の就労として、社会性を養うため、必要な後方支援が行われています。また、必要に応じたアルバイト先との連携や話し合いも行われることがあります。

④

A25 進路を自己決定できるよう支援している。

a

【コメント】

高校の進路指導と連携した、進路選択の提供が行われています。通学していない子どもは、職業支援科でフォローされています。施設外処遇として、外泊訓練が行われることもあります。職場体験実習やハローワークへの登録など、通常の就労支援も行われています。進学希望者には、オープンキャンパスや受験へのサポート、奨学金等、必要な情報提供も行われています。

(9) 親子関係の再構築支援等

①

A26 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

退所を迎える高校3年生相当の子どもには、自立に向けた児童相談所との連携で、外出や外泊を短時間から始めるなどの取組が行われています。実体験から子ども自身が選択できる機会の提供に努められています。外出時に保護者との関係が上手くいかなかった時は、聞き取りやフォローを行ない、退所後の生活について話し合われています。児童相談所での判定を伝えてもらった上で、施設内での生活ぶりや、保護者への想いを伝えたり、変化を伝えたりして繋ぐように努められています。直接的には、措置期間である児童相談所が家族調整を行います。可能な範囲で、保護者に説明等が行われています。

(10) 通所による支援

①

A27 地域の子どもの通所による支援を行っている。

【コメント】

【非該当項目】